

埼玉県訓令第5号

訓令

本庁  
地域機関

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県文書管理規程（平成十三年埼玉県訓令第22号）の一部を次のように改正する。

別表課の文書記号の表中

|        |        |     |
|--------|--------|-----|
| 「      | 少子政策課  | 「   |
| こども安全課 | こども安全課 | 少子  |
|        |        | こども |
|        |        | 」   |
|        |        | を   |

|        |     |
|--------|-----|
| こども政策課 | こ政策 |
| こども支援課 | こ支援 |
| こども安全課 | こ安全 |

に改める。

別表所の文書記号の表埼玉県婦人相談センターの項を削る。

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。